

盛岡広域振興局長告示第51号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和2年9月29日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

1 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101402	株式会社ツクイ	ツクイ 滝沢ゆとりが丘	滝沢市室小路378番地1	令和2年9月30日

2 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371600321	株式会社ラ・サルータ	咲の樹 ショートステイ	滝沢市大釜大清水334番地1	令和2年9月30日